

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第24号

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地区内における許可等を要しない行為) 第18条 略 (1)～(11) 略 (12) 略 ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号) <u>第63条第1項第1号</u> に規定する事業若しくは工事を実施する行為 イ～ケ 略 (13) 略	(特別地区内における許可等を要しない行為) 第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(11) 略 (12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号) <u>第22条の11第1号</u> に規定する事業若しくは工事を実施する行為 イ～ケ 略 (13) 略

(香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則(平成18年香川県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為) 第12条 略 (1) 略 ア～サ 略	(指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為) 第12条 条例第18条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～サ 略

シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ス 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

セ～ホ 略

マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

ミ 略

ム 宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ～ヤ 略

(2) 略

(3) 略

ア～オ 略

カ 水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

キ 略

(4)～(8) 略

(9) 略

ア 略

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第18条第1項第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第18条第1項第12号及び第13号に掲げるものを除く。）

ウ～ス 略

(10) 略

シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

セ～ホ 略

マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

ミ 略

ム 宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

メ～ヤ 略

(2) 略

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア～オ 略

カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

キ 略

(4)～(8) 略

(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 略

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第18条第1項第9号及び第11号から第13号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第18条第1項第12号及び第13号に掲げるものを除く。）

ウ～ス 略

(10) 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。